

## 我孫子市社会福祉施設感染症対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい運営状況に置かれている感染拡大防止対策に取り組む社会福祉施設を支援するため、我孫子市社会福祉施設感染症対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉施設 市内に所在する介護保険施設等又は障害福祉事業所をいう。
- (2) 介護保険施設等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設又は同法に基づき指定を受けて事業を実施する介護保険事業所をいう。
- (3) 障害福祉事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき事業を実施し、又は千葉県生活ホーム運営事業等補助金交付要綱（昭和61年7月1日付け障第159号）に基づき補助金の交付を受けて事業を実施するものをいう。

### (交付対象者等)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、令和4年10月にサービスの提供があり、かつ、同年12月1日において休止していない社会福祉施設又は市との間で締結している委託契約が同日において有効である障害福祉事業所（日中一時支援又は訪問入浴を実施するものに限る。）とする。

2 支援金の額及び支援金の交付を受けることができる実施事業の種別（以下「実施事業種別」という。）は、介護保険施設等にあっては別表第1に、障害福祉事業所にあっては別表第2に掲げるとおりとする。ただし、別表第1に掲げる実施事業種別であっても、次に掲げるものに関しては、支援金の交付はしないものとする。

- (1) みなし指定を受けた保険医療機関が実施する訪問看護又は訪問リハビリテーション
  - (2) 訪問型サービスを実施する者が同一の介護保険施設等において実施する訪問介護
  - (3) 通所型サービスを実施する者が同一の介護保険施設等において実施する通所介護又は地域密着型通所介護
- (交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする社会福祉施設は、介護保険施設等にあっては我孫子市社会福祉施設感染症対策支援金交付申請書（介護保険）（様式第1号）を、障害福祉事業所にあっては我孫子市社会福祉施設感染症対策支援金交付申請書（障害福祉）（様式第2号）を令和5年1月31日までに市長に提出しなければならない。

2 支援金の交付の申請は、一の社会福祉施設につき1回に限る。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、我孫子市社会福祉施設感染症対策支援金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(請求)

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者（次条において「交付決定者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、我孫子市社会福祉施設感染症対策支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付の請求があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すとともに、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。

(2) 支援金の交付の決定を受けた後に第3条第1項の要件を満たさないことが判明したとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により交付の決定を受けた者に係る第7条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

実施事業種別	支援金額
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定施設入居者 生活介護	40万円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入 所療養介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介 護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介 護 通所型サービス	10万円
居宅介護支援 訪問介護 訪問リハビリテーション 訪 問看護 訪問入浴介護 定期巡回・随時対応型訪問介護 看護 訪問型サービス	6万円

別表第2（第3条関係）

実施事業種別	支援金額
障害者支援施設	40万円
共同生活援助 生活介護 就労継続支援（A型） 就労	10万円

継続支援（B型） 就労移行支援 短期入所 地域活動 支援センター 日中一時支援 生活ホーム	
計画相談支援 訪問入浴 居宅介護（介護保険サービス の訪問介護を実施する事業所を除く。）	6万円